

名古屋港管理組合
設計業務等変更ガイドライン

令和7年4月

名古屋港管理組合

はじめに

設計業務等は多岐にわたる専門分野の成果物を自然条件及び地元・関係機関との協議等のプロセスを経て作成するものである。発注者が業務の基本的な方針を明確に示し、受注者は業務の意図及び目的を十分に理解したうえで、自らの技術力や応用力を発揮して取り組むことで、高品質な成果品の作成につながる。

しかしながら、様々な過程において自然的な履行条件が実際と相違するなど、予見できない事態が発生した場合は、業務内容の変更や業務の一時中止などが避けられない場合がある。

より良い品質の成果品を作成するには、発注者が、設計図書における適正な条件明示のみならず、履行条件の変化に伴う適切な設計変更を行うことが重要であり、設計変更内容については、両者が合意した上で、契約を締結することが不可欠となる。

さらに、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」において、公共工事に関する調査等（設計、測量、地質調査その他の調査）の品質が公共工事の品質確保を図るうえで重要な役割を担っていることが位置付けられている。令和6年6月には「第三次・担い手3法」として改正され、請負契約の内容の変更協議については誠実に応じなければならない、適切な設計変更を行うことは発注者の責務であるとされている。

本組合では、設計変更については「名古屋港管理組合委託契約約款（以下、「約款」という。）」においてその手続きを定めている。

本ガイドラインは、設計変更を行う際の発注者及び受注者双方の目安として、その留意点を明示することで、契約関係における責任の所在の明確化及び契約内容の透明性の向上を図り、発注者と受注者が相互に設計変更の正しいルールを理解し、設計変更の円滑化及び適正化を図ることを目的とし策定したものである。

※「設計業務等」とは、測量・調査等業務、地質・土質調査業務、設計業務及び計画・開発・調査業務をいう。

発注者・受注者の留意事項

- 発注者は、債務負担行為の積極的な活用、年度当初からの予算執行の徹底、年度末の業務の集中を避けること等により、適正な履行期間を確保しつつ、発注・業務時期等の平準化を図る。
また、年度内に適正な履行期間を確保できない場合には、繰越明許費（翌債）の適切な活用を行う。
- 発注者は、当初契約時に予見できない事態、例えば関係機関への手続の遅延、関連する他の業務の遅延等に備え、その前提条件を明示して設計図書（設計書、図面、仕様書、現場説明書および現場説明に対する質問回答書をいう。以下同じ。）の変更の円滑化を図る必要がある。
- 発注者は、必要な業務の条件（必要に応じて維持管理に係る条件を含めるものとする。）を明示した特記仕様書等を適切に作成するとともに、必要に応じて条件明示チェックシート等を活用し、基本的な計画条件、関係機関との調整実施の確認等を条件明示する。
- 受注者は、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義が生じた場合には、質問をすることが重要である。
- 受発注者は、業務の履行に必要な設計条件等について、確認を行う。
- 受発注者は、業務工程の共有や迅速かつ適切な回答に努めることが重要である。
- 受発注者は、合同現地踏査等で前提条件等が異なる場合には、必要に応じて、設計図書の変更を行う。
- 受注者は、業務中に疑義が生じた場合には、発注者と「協議」し業務を進めることが重要である。

目次

I 設計業務等変更ガイドライン

1 設計業務等の変更の手続フロー	P1
2 設計業務等の変更の対象となり得るケース【基本事項】【留意事項】	P2
【変更の詳細】	
(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続	P3
(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続	P3
(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の手続	P4
(4) 発注者からの設計図書を変更する場合の手続	P5
(5) 業務の中止の場合の手続	P5
(6) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続	P6
(7) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの	P6
3 設計業務等の変更の対象とならないケース	P6
4 補足	P7

II 参考資料

1 名古屋港管理組合委託契約約款（抜粋）

- ◇第18条 : 条件変更等
- ◇第19条 : 設計図書等の変更
- ◇第20条 : 業務の中止
- ◇第21条 : 業務に係る受注者の提案
- ◇第21条の2 : 適正な履行期間の設定
- ◇第22条 : 受注者の請求による履行期間の延長
- ◇第23条 : 発注者の請求による履行期間の短縮等
- ◇第24条 : 履行期間の変更方法
- ◇第25条 : 業務委託料の変更方法等
- ◇第26条 : 臨機の措置
- ◇第45条 : 受注者の催告によらない解除権

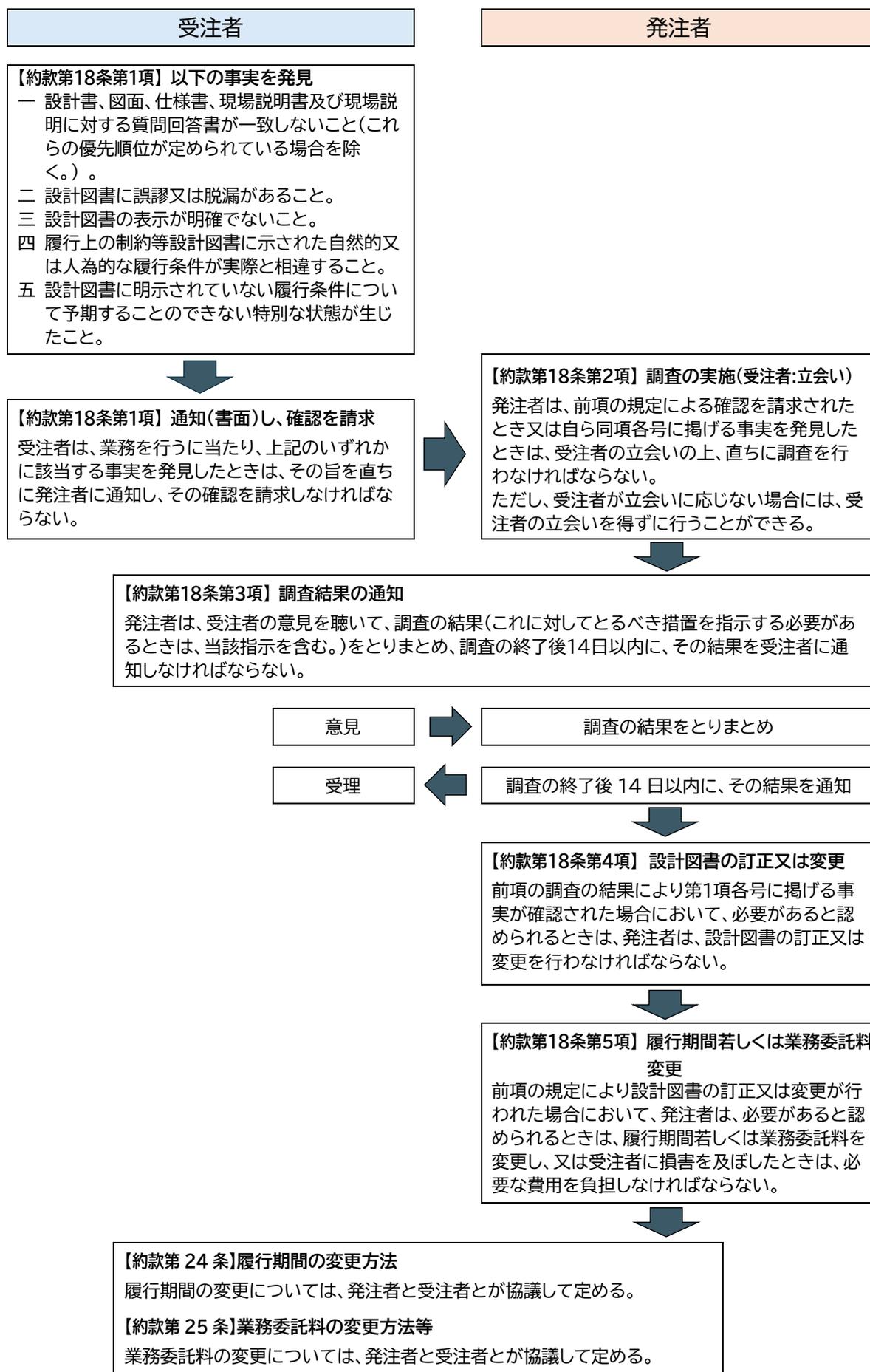
2 国・愛知県のガイドライン等

注) 本ガイドラインで表記する約款の条番号は「名古屋港管理組合委託契約約款」、共通仕様書の条番号は「愛知県建設局 設計業務等共通仕様書」を示す。
この他、共通仕様書は下記に示すものを参照すること。

- ・愛知県建築局 建築設計業務委託共通仕様書
- ・愛知県建設局 測量業務共通仕様書
- ・愛知県建設局 地質・土質調査業務共通仕様書

I 設計業務等変更ガイドライン

1 設計業務等の変更の手続フロー



2 設計業務等の変更の対象となり得るケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、設計図書の変更が可能である。

1. 当初発注時点で予期しえなかった関係機関への手続の遅延など、受注者の責に帰さない事項が確認された場合
2. 当初発注時点で想定している業務着手時期に、受注者の責によらず、業務着手できない場合
3. 所定の手続（約款第 18 条～第 25 条、共通仕様書第 1121 条～第 1124 条）を行い、発注者が設計図書の訂正又は変更が必要であると認めた場合
4. 設計の基準となる、示方書、指針等が改訂になった場合（改訂に伴い、新たな検討項目の追加により費用増となる場合は、変更協議の対象）
5. 受注者の責によらない履行期間の延期・短縮を行う際に、協議により必要があると認められる場合

【留意事項】

◆設計図書の変更・指示にあたっては下記の事項に留意する。

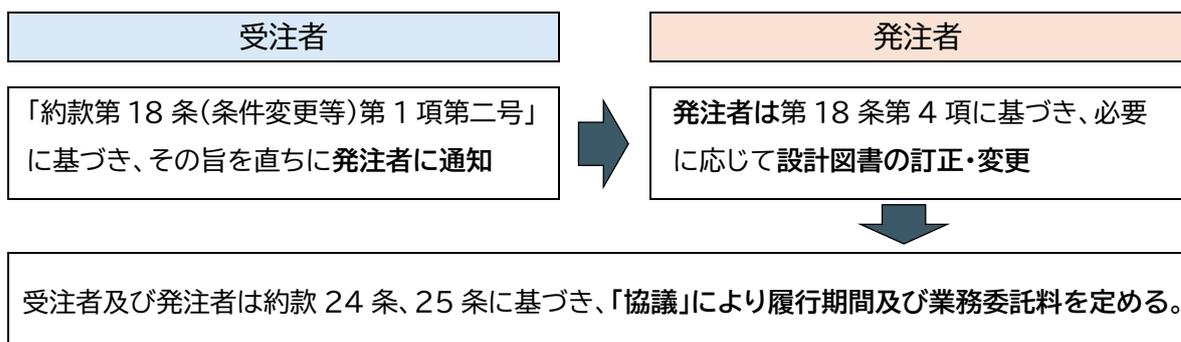
1. 受発注者は、当初契約の考え方や設計条件を再確認して、設計図書の変更「協議」にあたる。
2. 受発注者は、当該業務での設計図書の変更の必要性を明確にし、設計図書の変更は書面で行う。※「協議」、「指示」の結果として、軽微なものは金額や履行期間の変更を行わない場合もある。
3. 設計図書の変更の手続は、その必要が生じた都度、受発注者は遅滞なく行うものとする。
4. 技術提案の内容が設計図書に反映された場合は、その内容の確認を行うこと。（プロポーザル方式の場合）

【変更の詳細】

(1) 設計図書に誤謬又は脱漏がある場合の手続【約款第 18 条第 1 項第二号】

○受注者は、設計図書が誤っていると思われる点を発見した場合、発注者に確認すべきであり、それが誤っている場合には設計図書を訂正する必要がある。

受注者は、設計図書の誤謬又は脱漏を発見した場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

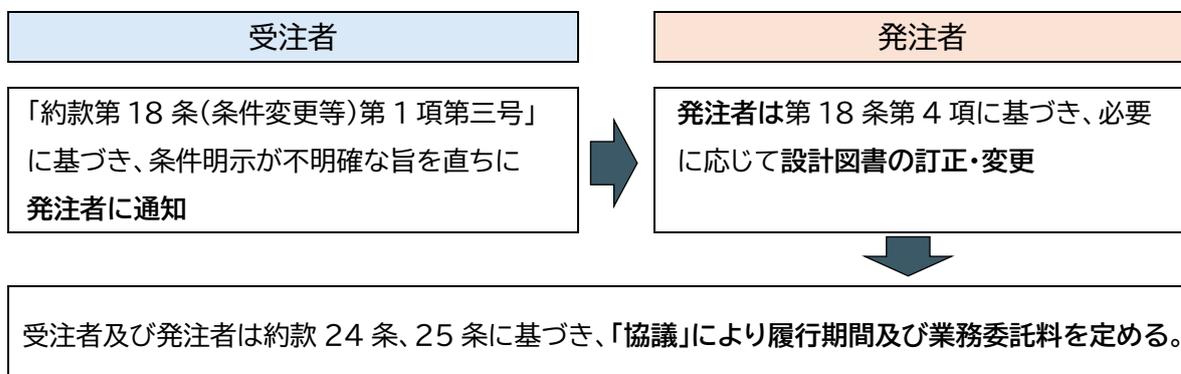


- Ex. (1) 貸与された資料を確認したところ公示されている数量に誤りがあった。
(2) 構造物の基礎工検討、構造物の付帯施設検討など、必要な工種の設計について、特記仕様書に明示がなかった。
(3) 条件明示する必要がある場合にもかかわらず、設計を進めるに必要な関係機関協議資料に関する条件明示がなかった。

など

(2) 設計図書の表示が明確でない場合の手続【約款第 18 条第 1 項第三号】

○設計図書の表示が明確でないこととは、表示が不十分、不正確、不明確で実際の業務遂行にあたって受注者がどのように進めるか判断がつかない場合などのことである。受注者は、設計図書の表示が明確でない場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。



- Ex. (1) 同時進行の調査結果を用いて検討することは明記されているが貸与時期が明記されていない。
(2) 設計図書において、付属物を設計することは記載されているが、条件等が不明確であった。
(3) 既設計で記載されているはずの座標値が設計図に未記入だった。
(4) 関連する他の業務等との業務範囲が明確ではない。

など

設計変更のポイント 当初設計図書の脱漏がある場合、表示が不明確な場合

○条件明示チェックシートの活用 ※予備設計でチェックシート作成済の詳細設計業務の場合

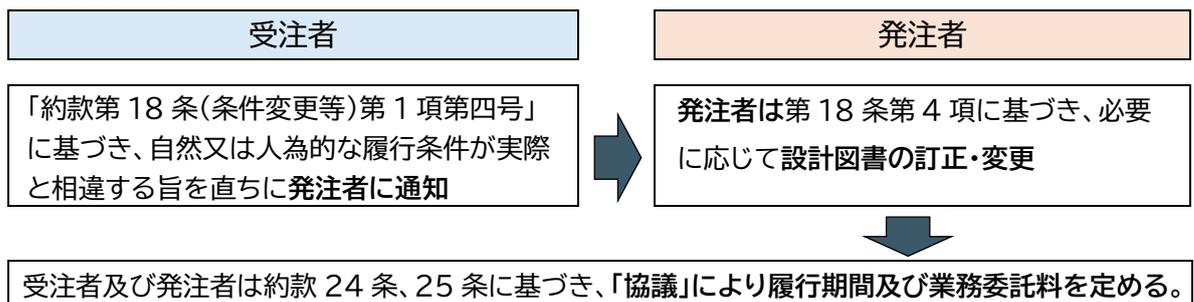
- ・受発注者は、設計項目、設計条件に関する確認は、設計図書・貸与資料に加えて、条件明示チェックシートを用いて確認する必要がある。

○契約前の注意点 業務内容の明確化

- ・発注者は、作業量に応じた設計変更が適切に行われるよう、設計業務内容を特記仕様書に明確に示すことが重要である。
- ・検討対象は様々だが、「検討業務」の一式計上の場合、「対象箇所数、対象延長、検討断面数、比較検討ケース数、作成図面内容、数量計算・事業費算定の有無等」の具体的内容を示すことで、作業量が増減した場合に適正な設計変更が出来る。
- ・受注者は本ガイドライン「発注者・受注者の留意事項」に示されているように、入札・応募時点において設計図書を確認し、疑義点について積極的に発注者に質問する必要がある、発注者は質問に対して内容・数量を明示する必要がある。

(3) 設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合の
手続【約款第18条第1項第四号】

- 自然的な履行条件の例としては、設計する構造物の範囲の地形、水深等、また、人為的な履行条件の例としては、現地踏査を実施する場合の立入条件、適用基準等があげられる。受注者は、設計図書の自然的又は人為的な履行条件が実際と相違する場合には、直ちに発注者に通知を行い、発注者は通知された内容を確認し必要に応じて設計図書の訂正または変更を行う。

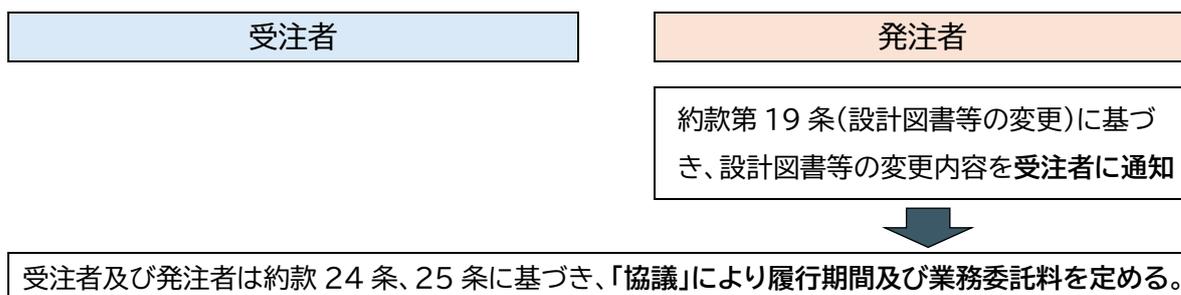


- Ex. (1) 現地の地形や地質条件が既往成果や発注者が想定していたものと異なっており、検討するべき項目が増えた。
- (2) 詳細な地質調査の結果や、詳細な構造計算の結果、構造物の形式そのものを変更する必要がある。
- (3) 業務履行中に業務対象範囲が災害で被災し、契約時の業務内容による履行が困難となった。
- (4) 予定していた関係機関との行政手続時期を過ぎても手続が完了せず、土木設計業務等の続行ができなかった。
- (5) 関連する他の業務等の進捗が遅れたため、土木設計業務等の続行ができなかった。
- (6) 土木設計業務等を進めるにあたって、関係機関協議を同時並行した際、協議相手からの要望により設計が変更になった。
- (7) その他、新たな制約等が発生した場合 など

(4) 発注者からの設計図書を変更する場合の手続【約款第 19 条】

○発注者は、設計図書と実際の条件等が異なったり、予期することができない特別な状態が生じたなど、必要があると認めるときは、設計図書の内容を変更し、履行期間及び業務委託料の変更を行わなければならない。

この規定により、設計図書を変更したため業務委託料が 2/3 以上減額した場合、第 45 条の規定により受注者が契約を解除する権限が生じる。また、業務委託料が 30%以上増額した場合、分離発注が不合理であることの理由が必要となる。

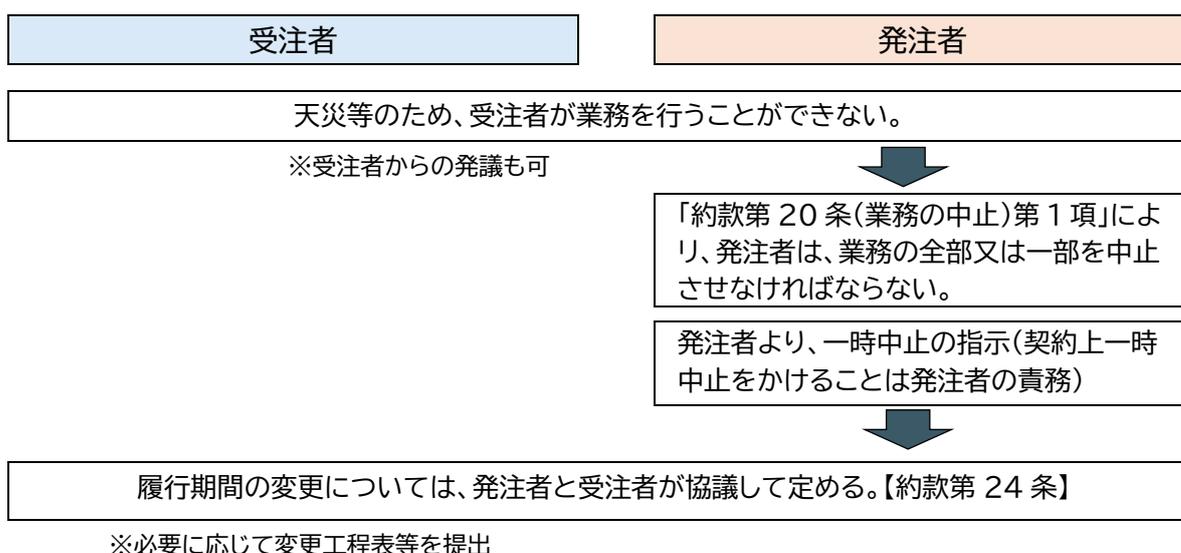


- Ex. (1) 検討過程において、新たな検討項目や与条件の変更・追加があった。
(2) 発注者に対して、関係機関や地元住民等からの要請・苦情があった。
(3) 発注者の事業計画の見直しがあった。 など

(5) 業務の中止の場合の手続【約款第 20 条】

○第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等の受注者の責に帰さない事由により、業務を行うことができないと認められる場合があげられる（現場調査業務を委託し、契約書に規定されている場合に限る）。

この場合には、発注者は、業務の全部又は一部を中止させなければならない。

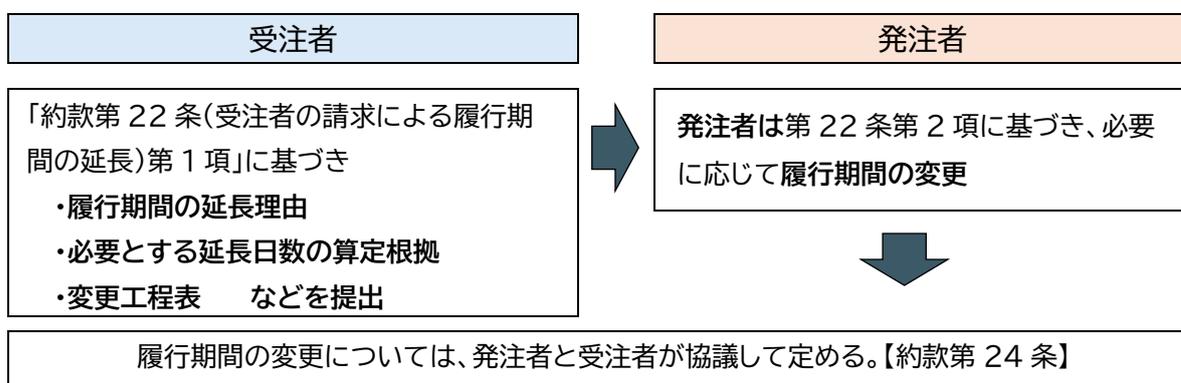


- Ex. (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
 (2) 環境問題等の発生により土木設計業務等の続行が不適當又は不可能となった。
 (3) 天災等により土木設計業務等の対象箇所の状態が変動した又は受注者側若しくは発注者側が非常体制を取らざるを得ない状況が発生し、業務の続行が不適當又は不可能となった。
 など

(6) 受注者の請求による履行期間の延長の場合の手続【約款第 22 条】

○受注者の責めに帰することができない事由（第三者の所有する土地への立入りの承諾を得ることができない場合や天災等）により、履行期間内に業務を完了することができない場合があげられる。

受注者は、必要な場合には、発注者に書面により履行期間の延長変更を請求し、発注者は請求された内容を確認し必要に応じて履行期間の延長を行う。



- Ex. (1) 第三者の土地への立入り許可が得られなかった。
 (2) 天災等により業務の履行に支障が生じた。
 など

(7) 「設計図書の点検」の範囲を超えるもの【共通仕様書】

○受注者が行うべき「設計図書の点検」の範囲を超える作業を実施する場合があげられる。

- Ex. (1) 提示された過去の調査報告書に誤り又は検討不足があり、追加調査や再検討が必要となった場合
 (2) 詳細設計時において、貸与された予備設計の完了から当該業務の受注時点までの間に基準の改正等があり新しい基準に基づく再検討が必要となった場合
 (3) 過年度の関係機関協議結果について、関係機関に改めて確認することとなった場合 など

3 設計業務等の変更の対象とならないケース

【基本事項】

◆下記のような場合においては、原則として約款第 24 条及び 25 条の変更ができない。ただし、約款第 26 条（臨機の措置）の場合はこの限りでない。

1. 設計図書に条件明示のない事項において、発注者と「協議」を行わず、受注者が独自に判断して業務を実施し、手戻りが生じた場合
2. 発注者と「協議」をしているが、回答等がない時点で業務を実施した場合
3. 名古屋港管理組合委託契約約款（第 18 条～第 25 条）に定められている所定の手続を経していない場合
4. 正式な書面による指示等がない時点で業務を実施した場合

4 補足

【日頃から心がけて頂きたい内容】

1. 業務の発注前までに、業務に係わる問題点の解決や設計条件を確定させること。
2. どのような設計条件であるか把握できる条件明示チェックシートがある場合、どのような設計条件であるか受発注者間で業務開始前に活用し共有すること。
3. 受発注者間の密接な連絡をとりあい情報を共有すること。
4. 受注者からの疑義に対するワンデーレスポンスを実施すること。
5. 設計条件の再認識や施工の留意点が把握できる合同現地踏査を実施すること。
6. 受発注者相互で何を確認し了承を確認したか記録する、打合せ記録簿での共有をすること。
7. 受注者とは対等であることを認識すること。

II 參考資料

1 名古屋港管理組合委託契約約款（抜粋）

（条件変更等）

第18条 受注者は、業務を行うに当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに発注者に通知し、その確認を請求しなければならない。

- 一 設計書、図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）
 - 二 設計図書に誤謬又は脱漏があること。
 - 三 設計図書の表示が明確でないこと。
 - 四 履行上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な履行条件が実際と相違すること。
 - 五 設計図書に明示されていない履行条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。
- 2 発注者は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。
- 3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ、受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。
- 4 前項の調査の結果により第1項各号に掲げる事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、発注者は、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。
- 5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（設計図書等の変更）

第19条 発注者は、前条第4項の規定によるほか、必要があると認めるときは、設計図書又は業務に関する指示（以下この条及び第21条において「設計図書等」という。）の変更内容を受注者に通知して、設計図書等を変更することができる。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

（業務の中止）

第20条 第三者の所有する土地への立入りについて当該土地の所有者等の承諾を得ることができないため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象（以下この条及び第29条において「天災等」という。）であつて、受注者の責めに帰すことができないものにより、作業現場の状態が著しく変動したため、受注者が業務を行うことができないと認められるときは、発注者は、業務の中止内容を直ちに受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させなければならない。

- 2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、業務の中止内容を受注者に通知して、業務の全部又は一部を一時中止させることができる。
- 3 発注者は、前2項の規定により業務を一時中止した場合において、必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料を変更し、又は受注者が業務の続行に備え業務の一時中止に伴う増加費用を必要としたとき若しくは受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(業務に係る受注者の提案)

- 第21条 受注者は、設計図書等について、技術的又は経済的に優れた代替方法その他改良事項を発見し、又は発案したときは、発注者に対して、当該発見又は発案に基づき設計図書等の変更を提案することができる。
- 2 発注者は、前項に規定する受注者の提案を受けた場合において、必要があると認めるときは、設計図書等の変更を受注者に通知するものとする。
 - 3 発注者は、前項の規定により設計図書等が変更された場合において、必要があると認められるときは、履行期間又は業務委託料を変更しなければならない。

(適正な履行期間の設定)

- 第21条の2 発注者は、履行期間の延長又は短縮を行うときは、この業務に従事する者の労働時間その他の労働条件が適正に確保されるよう、やむを得ない事由により業務の実施が困難であると見込まれる日数等を考慮しなければならない。

(受注者の請求による履行期間の延長)

- 第22条 受注者は、その責めに帰すことができない事由により履行期間内に業務を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に履行期間の延長変更を請求することができる。
- 2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、履行期間を延長しなければならない。発注者は、その履行期間の延長が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、業務委託料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(発注者の請求による履行期間の短縮等)

- 第23条 発注者は、特別の理由により履行期間を短縮する必要があるときは、履行期間の短縮変更を受注者に請求することができる。
- 2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、業務委託料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。

(履行期間の変更方法)

- 第24条 履行期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が履行期間の変更事由が生じた日（第22条の場合にあっては発注者が履行期間の変更の請求を受けた日、前条の場合にあっては受注者が履行期間の変更の請求を受けた日）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

（業務委託料の変更方法等）

第25条 業務委託料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。

- 2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が業務委託料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。
- 3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。

（臨機の措置）

第26条 受注者は、災害防止等のため必要があると認めるときは、臨機の措置をとらなければならない。この場合において、必要があると認めるときは、受注者は、あらかじめ、発注者の意見を聴かなければならない。ただし、緊急やむを得ない事情があるときは、この限りでない。

- 2 前項の場合において、受注者は、そのとった措置の内容を発注者に直ちに通知しなければならない。
- 3 発注者は、災害防止その他業務を行う上で特に必要があると認めるときは、受注者に対して臨機の措置をとることを請求することができる。
- 4 受注者が第1項又は前項の規定により臨機の措置をとった場合において、当該措置に要した費用のうち、受注者が業務委託料の範囲において負担することが適当でない認められる部分については、発注者がこれを負担する。

（受注者の催告によらない解除権）

第45条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。

- 一 第19条の規定により設計図書を変更したため業務委託料が3分の2以上減少したとき。
- 二 第20条の規定による業務の中止期間が履行期間の10分の5（履行期間の10分の5が6か月を超えるときは、6か月）を超えたとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後3か月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

2 国・愛知県のガイドライン等

◇愛知県建設局 土木設計業務等変更ガイドライン

<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kensetsu-kikaku/sekeihenkou.html>

◇国土交通省 港湾の設計・測量・調査等業務における契約事務変更ガイドライン

https://www.mlit.go.jp/kowan/kowan_fr5_000066.html

◇国土交通省 建築設計業務等変更ガイドライン（案）

https://www.mlit.go.jp/gobuild/gobuild_fr4_000017.html

◇国土交通省 条件明示チェックシート（土木設計）

https://www.mlit.go.jp/tec/gyoumu_joukenmeiji.html